

近世肥後国天草郡高浜村における漁民と村政

東昇

はじめに

肥後国天草郡は東シナ海、有明海、八代海に囲まれた上島、下島からなり、近世以来漁業が主要な産業の一つである。中村正夫によれば、近世天草の漁民は、「定浦制」と呼ばれる領主への絅子役と漁方運上を納めることで漁業権が保証される制度により、定浦以外の村々は漁業に従事できなかつたとされる⁽¹⁾。本稿の分析対象である高浜村は、最初定浦ではなかつたが、文久二年（一八六二）亀川村より絅子役五人を入手することで、地先海面に出漁が可能となり、この海面を占有してきた富岡の浦方と訴訟になつたとしている⁽²⁾。これに関して橋村修は、明治一六年（一八八三）の『熊本県水産史』によると、高浜村は「万治年間享和二年迄ハ漁業スル者ナキヲ以テ、富岡町及崎津村ノ漁夫來リテ捕魚セリ、而ルニ享和三年中亀川村水主役十一人ヲ此地エ転セシコトヲ旧幕府ニ請ヒ、其認可ヲ得始テ漁業ヲ開キ」であると紹介している⁽³⁾。しかし橋村は、『熊本県水産史』高浜村の記事では、享和三年に漁業権が認可されたように書かれているが、実際は富岡と争論した末に獲得した文久の入会利用裁許が、浦方の根拠であると中村

正夫の説を支持している。対して角田政治は、文化二年（一八〇五）下稼ぎをしていた崎津村へ納入していた漁方運上銀を、直接富岡役所へ納入するようになったとあり、この年公的に漁業権を獲得したとしたおり、高浜村の漁業権について二つの説がある⁽⁴⁾。

これまで天草の漁民については、高浜村と同じ大江組内の崎津村の事例を庖瘡と人口との関係から分析した⁽⁵⁾。崎津村は、絅子役三一人、漁方運上四六五匁と郡内でも有数の定浦であり、寛政元年（一七八九）段階で、家数一三七軒中、漁師一一〇軒と八割が漁民の典型的な漁村といえる。崎津村は、定浦ではない高浜村と比べて、漁業、漁民、船など対照的な村である。一方高浜村の船に関して、旅人改帳や往来請負帳の分析から、廻船の広範な商業活動、漁船の五島や薩摩への漁稼について明らかにしている⁽⁷⁾。

このような研究史のなかで、本稿では高浜村の漁民について、生業である漁業ではなく村政との関係から、漁民の実態や役割について分析したい。主に利用する史料は、村政の中心であった庄屋の上田家文書⁽⁸⁾、なかでも七代上田宜珍の日記を中心を使用する⁽⁹⁾。まず村明細帳の分析により、一八世紀から一九世紀中期まで、漁民と船、漁方運

上などを概観する。その後、上田宜珍の庄屋就任期間である寛政期から文化期の約三〇年間を対象とする。この時期は、享和三年に廻子役の獲得、文化元年ロシアのレザノフ来航以降の異国船対策など、高浜村の漁民の転換期といえる。ここでいう漁民とは、漁方、漁師と呼ばれる村内の集団を表しており、廻船の船乗などは含めていない。

一 高浜村の漁民と信仰

一一 村明細帳の分析

ここでは高浜村の漁民と船の状況について、まず各時期の村明細帳からその実態を分析する。高浜村の村明細帳は、正徳四～慶応四年の一冊が現存し、一八世紀から幕末まで継続している。¹⁰⁾ このうち漁民や船に関する情報が記されているものは九冊である。最初の正徳四年（一七一四）には、「廻船大小二三艘、漁師無御座候」とある。¹¹⁾ 享保一七年（一七三二）には、帆役運上銀が一〇〇目七分五厘あり、三枚帆二艘、四端帆一艘、五端帆三艘、六端帆一艘の合計七艘、これ以外に二枚帆の藻取船が二艘である。¹²⁾ 正徳四年と比較すると、帆役運上銀が記載され、船数は四艘減少している。年貢などを津出しする方法と距離が「是ハ郷藏々船場迄道法壹町、富岡藏元迄海上七里、陸五里半」とあり、船場から富岡への海上輸送が可能であった。また湊は一ヶ所であるが、「是ハ荒磯ニ而船掛場無御座候」と、荒磯のため船を停泊させるような場所ではないとある。

寛延三年（一七五〇）には、帆役運上銀九七匁、船数は四端帆二艘、五端帆二艘、六端帆一艘、七端帆一艘の廻船計六艘、藻取船四艘の合計一〇艘である。¹³⁾ 宝暦一一年（一七六一）には、帆役運上銀九四匁二分五厘、船数は二端帆から七端帆まで、廻船六艘と変わらないが、藻取船が作船となり四艘、合計一〇艘も変化していない。¹⁴⁾ 安永元年（一七七二）、帆役運上銀が一一三匁と増加した。¹⁵⁾ 帆役運上の基準も記されており、帆一枚あたり一ヶ月二分五厘とある。この時の家数二九〇軒、人口二八七五人、男一四九三人、女一三八二人、一五歳以下八四八人、六〇歳以上二〇二人である。このうち職業別に人口が記され、山稼二五〇人、漁稼一〇〇人、船乗稼四〇人、旅稼一〇人となつていて、漁方運上を納めていないが、漁に従事するものが約一割程度（一五歳以下、六〇才以上を除く一八七五人にに対して）を占める。海の漁に関する記述として「觸鰐取揚申候」とあり、この村明細帳では、高浜村で漁を行う漁民の存在を記録している。船数も増加し、廻船一二艘、藻取船六艘、合計一八艘、廻船は「地舟買積仕肥後肥前へ商売仕候」と、肥後や肥前方面で商売をしていた。寛政元年（一七八九）には、帆役四五匁に減少したが、同様に廻船六艘、作船六艘、合計一二艘と船数も減少した。¹⁶⁾

文化七年（一八一〇）の村明細帳は、高浜村から各村の方角と距離、村や海辺の長さの記載など、海辺関係の情報が増加する。¹⁷⁾ これは同年五月一日「一測量方書上帳壹冊、村絵図壹枚、明日富岡会所迄飛脚を遣ス等にて今日相渡ス」とあるように、同年九月（一月に行われた伊能忠敬の測量にともなう書上帳である。¹⁸⁾ 日記の解説では、測

量方の指示により郡内同一様式で記されており、他に数ヶ村分現存しているとある。⁽¹⁹⁾ 特徴的な内容として、「村長 東西武里半 南北武里拾町、但当村之儀野山勝ニ而谷間迫合所々二人家有之候ニ付、居村ト野山ト之仕分何分難出来御座候」、村の長さと、地理的な状況を記している。

また「当村より隣村七ヶ村江方角里数」として、「御料小田床村家居迄丑ノ方堺里四町三十武間 但山越」と、高浜村から隣村への方角と距離が記される。そして港関係では「舟掛湊無御座、沖掛三而御座候凡深サ六七尋尤入江より川内江潮満候時ハ三四百石積船迄ハ乗入、潮干候時ハ船居リ申候得共川奥ニハ平常浮候處も少々ハ御座候」とある。高浜村には、船掛できる湊はなく沖掛しており深さ六ヽ七尋（一〇・八ヽ一二・六メートル）とある。入江より川へ潮が満ちた場合は四〇〇石積船までは乗入が可能で、川奥にいけば平常でも船が浮く停泊可能な場所が存在するとある。

文政四年（一八二二）、帆役運上は二一匁まで減少するが、漁方運上五〇目の記述が初めて登場する。⁽²⁰⁾ つぎの天保九年（一八三八）にも漁方運上は五〇目であり、また帆役運上が四五匁に戻り、九枚帆一、六枚帆一の廻船二艘、漁船四〇艘、藻取一〇艘と合計五二艘まで増加している。⁽²¹⁾

高浜村の船は、村明細帳では最初廻船だけであったが、徐々に漁船の数が増加していく。しかし漁民は、すでに安永元年に漁稼二〇〇人と記され存在していた。享和三年（一八〇三）亀川村から舸子役を引き受けることにより、漁方運上の上納を開始し文政四年に初めて記録されている。港は沖掛かりであつたが、これも川の改修のため、

四〇〇石積船の入港が可能となり、全体の船数が増加したのではなかろうか。

一一一 漁民の信仰

高浜村の村明細帳では、文政四年（一八二二）以降に漁方運上と漁船四〇艘が記録されるが、漁民の実態は不明である。上田家日記をみていくと、漁民に関する記述が数多く登場するが、ここでは漁民の実態の一つである信仰について事例を検討する。⁽²²⁾

上田家日記のなかで漁民に関するもつとも古い記録は、上田宜珍の先代の日記で唯一残る天明三年（一七八三）の日記である。同年一〇月一七日に「同夜文藏座へ漁前一舞台為致度、敬作方々度々願出、差免申候」とある。⁽²³⁾ これは出漁する前に文藏座に興行を依頼して祭札を実施したと解釈できる。この後、宜珍の代になり、つぎのように数年おきに漁祭の記録がみられる。

- ①享和元年一月七日「漁祭ニ内分踊興行仕度、吉衛門新左衛門申出候ニ付、為致候」
②享和三年九月二九日「肥後榮八座、今富より持掛罷越候由、内々承及申候、漁祭いたし度段申出候」

③文化四年一〇月朔日「漁祭り躍興行」

④文化四年一〇月一一日「操今晚、漁祭りニ興行」

⑤文化九年一月一四日「為漁祭、網持中より三輪吉踊興行」

⑥文化一四年一月九日「鬼池村操加藏操座通かり、今晚興行」

浜田荒地之内二て

(7) 文化一五年一〇月一〇日「漁祭ニ付操興行、右同断、一鬼池操坐今日今富々来ル、今晚波戸場ニ而漁祭興行」

この事例から漁祭は、農業の収穫が終わる秋に、網持中など漁民からの願により、他所から來村した座がおこなう踊り興行で、波止場など海に近い場所で実施されていた。

当時の漁民の信仰対象として、恵比須社をあげることができる。幕府の儒者屋代弘賢が、文化一〇年頃に質問状を送つたとされる全国の風俗調査に対して、天草では高浜村の上田宜珍、宮口清海が回答した「肥後国天草郡答書」⁽²⁴⁾がある。このなかで一月に「此月、十四日に惠美酒祭あり、漁師の家々より、惠美酒の宮に鏡餅・神酒を供祭也、年によりて相撲あり」とある。一一月一四日に惠美酒社で祭礼があり、漁師の家から供物、年によつて相撲があると記される。先述の(5)文化九年には同月日に漁祭が行われているが、同じ祭礼の可能性が高い。この恵比須社は、享和三年七月二日に「川口恵美須社」とあること、文化五年頃の高浜村を描いたと考えられる「天草島高浜村海邊地勢要図」にも高浜川河口に「恵美須」とあることから⁽²⁵⁾、現在も同地に存在する恵美須社のことである。慶応四年(一八六八)「風土行事書上帳」の「神祭仕様」にも、「十月廿日恵美須社祭礼右同断、尤漁師共々神酒其外備物上ヶ申候、村内強壯成若者共相集宮角力取候仕来ニ御座候」とある⁽²⁶⁾。祭礼日が一〇月一〇日となつてゐるが、内容は変化しておらず、先述の(7)文化一五年の同月日に漁祭が行われることから、

祭礼日が不定か、またはこの時期以降に変更したと考えられる。

その他、文化四年末から五年にかけて村内で大流行した疱瘡に関して、病送船を沖に送り出す行事があつた⁽²⁷⁾。正月二十四日、五島神嶋宮の祠官岩坪三善が村祓、病送を実施し、神嶋大明神の御旗や、病送船、樂などからなる行列を組んで村内を回つた。行事の最後、白瀬瀬に病送船を置き、大勢集つた人に再度祓をして、病送船を漁船に積み、沖一里余にて放ち送つたとある。疱瘡人や物資の輸送にも船が出されているが、疱瘡送行事にも漁船が利用されている。

漁民や船は、文化二年の天草崩れとも関係が深い。天草崩れの取調書である「崎津村々差出候書付写」には「一、おん天地にましますおんあるじでいうすさまあんめんりゆすと朝夕唱へ拝し漁神と称し奉り候」とある⁽²⁸⁾。漁民の多い崎津村では、生業に関する利益も信仰に取り込まれ、でいうす(デウス)さまを「漁神」と呼んでいる。また「霜月ハ暦の上の中を取て祝日と致魚肉四足を遣ひ申候」、「七月盆精進靈祭之節魚肉そなへ申候」と、霜月祭りと七月の盆には魚肉を供えていたとある。一般的に供物は牛肉であるが、当時の天草では極めて入手し難い状況であり、入手しやすい魚肉に変化した。今富村庄屋上田友三郎他三か村の庄屋、大庄屋が作成し江戸へ送付した「以書付奉願候事」には、「大江組之村方江者怪鋪風儀有之趣風聞」があり、それは「怪鋪業者格別目立候儀無御座、盆中ニ魚類ヲ給度存相調候趣」とある⁽²⁹⁾。庄屋層の文書の中でも、盆中に魚類を食すことが記されている。これらはいづれも他村の事例であるが、高浜村の信者にも信仰されていた可能がある。

このため異宗信仰が再発しないよう、盆の儀礼に必要な魚を獲ることを禁じた漁止が実施された。文化四年七月一二日、高浜村内で異宗信者が多かった白木河内の者を会所に呼出し、盆中の魚類使用を禁じた。³³また持綱、鰐鯉釣舟船頭中を会所に呼出し、「盆中漁事相慎候様、尤漁事有立候而難止義も有之、十四日迄罷出候ハ、魚類之義加子共江持七遣し不申候様堅ク申付候、十五日十六日ハ漁事相止メ候」と通達した。盆中は漁止であるが、やむを得ない場合一四日までは許可するが、魚を加子へ渡すことを禁じた。一五、一六日は完全に漁止となつた。実際に一四日は「此間申付候盆中魚類留之義、村中一統相用ひ、昨夕々ハ漁ニ參候ものも家内へ持込不申候趣相聞ヘ候」と、魚は家に持ち込まないよう徹底されていた。一五日は「漁止メ」とだけ記している。他村に比べて異宗信者が少ない高浜村であつたが、異宗信仰の再発に細心の注意を払っていたことがわかる。

二 脇子役、漁方運上と漁民集団の成立

二一 漁民の記録と脇子役、漁方運上の獲得

漁民の存在は、村明細帳以外に、領主側の調査や提出文書中に散見している。ここでは上田家日記に記された漁民の記述について、享和三年の亀川村からの脇子役移動により、どう変化したか、それとともに漁方などの漁民集団の成立について考えたい。

村明細帳以外の漁民の記述は、まず寛政九年（一七九七）六月一〇

日にみられる。目附三原正右衛門が来村した際、漁師に関する質問に對して、漁師は存在し、鱈やその他の漁をしているが、この時期に漁はしていないと答えている。³⁴これらの漁師は、もとから高浜村に居住していた者、漁師の多い他村から移住した者の場合が考えられる。享和三年六月朔日には、元崎津村居住の加次郎が、高浜村へ家族共に引つ越し、自分の網を引いていたとある。³⁵高浜村の漁民には、脇子役を負担し漁民の多い崎津村からの移住者などが含まれていた。

特に享和三年の亀川村よりの脇子役五人分の移動後には、漁民、船、漁運上などの記述が登場する。文化二年（一八〇五）には、漁方に関する高浜村の村政の変化がみられる。まず漁方運上について、閏八月七日「漁運上願書扣毫通、大庄や元江遣ス」、一一月一六日「作七大江村江罷越、当村漁運上相済候札ニ、樽肴并一封大庄屋へ遣ス」とある。³⁶これは文化二年から漁運上を願い出て、許可があり大庄屋へ札をしたと解釈できる。翌年二月一六日に「当年々宗門帳面ニ漁船書上候様」と、宗門帳に漁船の数と所有者を書くように大江組の筆者から連絡があつた。³⁷そして「漁船九艘才助善作吉衛門 加兵衛新左衛門 敬助平藏 傷与平 太伊吉」と記したとある。脇子役の移動、漁運上の上納開始と宗門帳への正式な記載はともに連動している可能性があり、村の人把握の記録の上で漁民の存在が公認されたといえる。

文化四年三月一八日の日記には、上田宣珍から大江組大庄屋松浦四郎八に宛てた書状があり、「錢百八拾弐匁、是者脇子割当村出分、飛船方次郎平渡り」とある。脇子割の当村分一八二匁は、飛船方に渡すとあるが、この脇子割は、夫役であつた脇子役の代銀納で、富岡町

いる。⁽⁴²⁾

の次郎平が飛船の運用を請け負つていたため当人に支払うものであつた。⁽³⁹⁾ この本文中には「一昨日之御書付ニ亀川舸子高浜村持合錢辻と有之候、是者郡方岡請ニ相成居候舸子之内当村江引請候分ニ而御座候」とある。内容は、亀川村の舸子割を高浜村の分と合計するが、それは郡内の岡方で引き請けた舸子の一部を高浜が負担したためであると理解できる。これは亀川村の舸子九人分の内五人を高浜村へ移動したことにより、講じられた措置だといえる。

後述する文化八年五月「村中船數小前帳」には「一舸子五人 但亀川村舸子之内助合」と、はつきりと亀川村の舸子五人分を負担していることを記している。⁽⁴⁰⁾ 享和三年の舸子引き受け以前から、漁民の存在は公認されていたが、文化二年の漁方運上の上納開始にともない、宗門帳への船の記載など、村のなかでの位置づけも確固たるものとなつていた。

一一一 文化四年漁方・船方と百姓中、波戸普請の負担

漁方運上銀の上納を獲得以後、村内における漁方の地位は上昇していったと考えられる。その状況をあらわすのが、文化二年、文化四年の波戸普請に関する惣村中寄会の記録である。文化二年閏八月一六日、上田宜珍は、惣村中である組頭組子百姓をすべて呼出し、会所にて波戸普請を翌一七日より行うので「船持網方万引釣魚釣中」の中から人夫を差し出すよう申し渡した。⁽⁴¹⁾ 波戸の普請は受益者である船持、網方、万引釣魚釣をする者から負担するという内容である。二年後の文化四年六月一八日惣村中の寄会が開かれ、宜珍はつぎの項目を申し渡して

一井手普請、明十九日百姓中出候事
一大河内京田々徳道峠迄、明後廿日路作り
但浜中白木上ミニね大河内庵河内内野之分ニ而上河内ハ堺小取白木下モ松下ハ橋かけ諏訪ハ同所宮石垣
一波戸普請、廿三日ヲ廿九日迄家別七日宛尤下はさハ見斗日数減ス

但漁方舟方ニ相拘り候もの之分ハ右わり合外二人夫出候而川内石揚網地引ラハ綱一房ツ、出候事百姓中ハモツコ壱ツツ、

これによると三件の普請があり、井手、路作り、波戸それぞれに係する百姓、漁方、舟方、迫や家などの集団別に負担が決められている。詳細に見ていくと、井手普請は百姓中全體、路作りは六迫に割り当てられ、それ以外の迫はそれぞれ堀、橋、神社の石垣普請に携わるようになっている。波戸普請の期間が一番長く七日間、各家別の負担、漁方、舟方はそれに加えて人夫の差出などの負担が示されている。

この波戸普請の措置に対し、村の中から「波戸普請之義ハ漁方舟方ニ相拘り候もの斗ニ而可致筈之様」と、受益者となる漁方、舟方だけが負担すべきだとの意見が出た。この意見は、漁方運上権の獲得や漁方の地位向上に対して不満を持つ百姓中から出たものと考えられる。宜珍はこの意見に対してもつぎのように答えている。

是ハ如何之存寄ニ申事ニ候哉承度候、此方ニ而相考候ハ、波戸

普請連々致置候得ハ川口塞リ不申、洪水之節水はき宜敷候故土手之分損シ不申候様相成り、御田地之為ニ第一相成、且川口宜候得ハ他舟も多入込、他所之八田網も参り、惣村中為ニ無此上事ト相考候、尤漁方舟方ニ相拘候もの共ヘハ是迄別段二人夫申付、網等

も差出せ候、殊ニ土手普請之節ハ漁方舟方々も是迄人夫出させ相

互之事ニ而、當時漁方之者子孫ニ至リ百姓不致歟、百姓之子孫漁方不致歟、其義も不定之事故、村方ハ相持ニ不致候而ハ已後之支ニも可相成と存候得共、外々存寄有之候ものハ申出候様申付候處、御利解承候而ハ御尤千万ニ奉存候間、御わり付之通已來相勤可申段何れも申出候

まず波戸普請を実施すれば、洪水の節の水はけが改善され土手の損壊も無くなり、田地の為になる。また河口が改善されば他国船、網の船が多く来港し、村全体の利益になるとある。この普請は百姓の田を守り、船の来港による村経済への波及など大いに効果があると述べている。そして負担についても、漁方、舟方に多く掛かるようにし、土手普請の際にも漁方、舟方から応分の負担をさせ、相互協力をしている。続けて現在漁方でも子孫は百姓になり、百姓の子孫も漁方になる可能性があるので、村全体で双方が負担しなければ今後の支障になると説明した。宜珍は、まず波戸普請の効果が村全体の利益「惣村中⁽⁴³⁾」であること、負担も両者応分であることを説いた上で、最後は村人の未来にまで話を広げ、普請への村全体の協力を求めたのである。この過程を重視した宜珍は、日記に「右之通申談相決候ニ付

記置候也」と記録し後世に残した。この波戸普請の一件から、漁民で構成される漁方は百姓中と対等な地位に成長していったことが判明する。

二一三 文化一、一四年百姓・漁師の分化と漁船の増加

文化期の後半になると、「百姓・漁師共」という表現が定着した。文化一一年五月一一日の惣村中寄合では、「百姓・漁師共渡世稼或ハ親類見舞等ニ付他村へ罷越候節ハ、何用ニ付何村誰方へ罷越候段村役人へ申出可罷越、他國へ罷越候節一夜泊リニても無往来之分ハ早速欠落届可致之段御触」とある。⁽⁴⁴⁾ 他村への往来についての内容であるが、この時期には百姓・漁師という二つの身分がはつきりと区別されている。

また漁船数も順調に増えており、文化一四年六月七日の洪水で、村内の五〇艘程が流されたと記している。⁽⁴⁵⁾ 七日の昼には大雨は止んだが、「村中所々川土手押切、山崩旁ニ而田畠荒、家小屋流」と被害が大きかった。川にあつた漁舟四八艘、太助の廻船七枚帆一艘が流出し、小田床より富岡まで捜索の村縦触がつぎのように出された。

村縦を以御頼申進候、然者夜前々今暁迄大雨洪水ニ而、当村川内々漁船五拾艘程流出申候間、地方近ク流寄候ハ、御挽上ケ置為御知被下候様御取斗被下度奉頼候、今朝々尋船差出候得共未罷帰不申、何れ船主共村々江尋參可申候間、返々も宜敷奉頼候、先者右御頼迄如此御座候、以上

六月七日 高浜村庄屋上田源太夫

小田床村々

富岡町迄御庄屋衆中

候、尤及破損候分ハ用達不仕候得共、流出之船数相揃候ニ付、此段御届申上候、以上

丑六月十五日

高浜村庄屋上田源太夫

富岡御役所

高浜村の漁船が五〇艘ほど流出したので、各村の近くに流れ寄った場合には挽き上げて連絡してほしいとの内容であった。八日には「当村川内ニ繫居候漁舟數十艘流出候ニ付、早速尋舟差出、地方近ク相見候分ハ段々挽入、沖間遠ク相成候分何分ニも挽入得不申」と、多くの漁船は挽き入れたが、一六艘は取放つたとある。そして南風が吹き船は北に流されたため、上田宜珍は天草の北に位置する高来郡杣島から網場までの村々庄屋へ搜索願を出した。一四日には一六艘すべての船が見つかり、富岡役所へつぎの覚を提出している。

高浜村から流出した船は、長崎半島の付け根にあたる諫早藩領、島原半島の沿岸の島原藩領に流れ着いていた。内二艘は破損していたが、その他の一四艘は高浜村に無事帰ることができた。すでにこの時期、海村の連携により、漁船が流出、遭難した場合でも対応できる体制が整備されていた。また高浜村ではこの時期、五〇艘の漁船が存在していたことがわかる。先述した文政四年の漁方運上五〇目は、ほぼこの五〇艘と対応していると思われる。

同年一二月一六日「チン網并地引網、年々數多相成、仕当ニ成兼候ニ付、此節新規願出候者共ニ而、來寅午迄五ヶ年之間請負為引吳候ハヽ、壹ヶ年ニチン網壹張々錢百目地引壹張々六拾匁ツヽ、毎年網場卸前ニ村委会所へ差出可申」として、チン網、地引網の請負銀の取り決めがあつた。⁽⁴⁵⁾ これらの網を請け負うものは年々増加しており、日記に記されているだけでチン網一一人、地引網一三人、計二四人となつた。これらは網持層なので、各網で働く網子を計算すると数多くの漁民の存在がうかがえる。二十四人分の出銭は一貫八八〇目となり、「右出銭之分村入用ニ相加ヘ、御運上銀代并加子役わり割等差出候償ニ仕候様可致之段、村役人中ニ届候」とある。村役人たちは、この銭を村入用へ加えて、漁方運上や舸子割銭にするようによと提案している。漁

右者先達而御届申上候當村流舟、其後方々相尋候處、書面之通諫早領嶋原領之内ニ流寄挽入有之候ニ付、右舟主共貰請罷帰申

業収入の一つである網の権利に対する請負金が、村財政の収入源の一つとなり、村運営を支えていたといえる。

このように漁師身分の区別や、船数の増加、網の権利に対する請負金など、高浜村の漁民の存在や地位が高まつていつたといえる。

三 漁民と御用

三一 文化五、六年ヲロシア一件と漁民

高浜村の漁民は、村内での存在、地位が上昇する過程で、生業である漁以外に、村内における役目や領主の御用に従事するようになる。漁船の役目として、一般的に考えられるのは、遭難船の救援である。高浜村においても文化九年二月六日薩摩船の遭難船救助の事例がある。⁽⁴⁷⁾

薩摩伊崎の居船頭仁次郎と水主二人の三人が、八反帆の廻船で桟島で椎皮の商売をしていた。帰りに西南風が強くなり高波にて大ヶ瀬の沖で船が浸水し沈没、船で高浜村へ到着した。仁次郎の依頼で、村方より漁船三艘が沈没場所へ行き、流寄品（錠壺丁、苧綱一房、身縄一房、打廻壺房、帆桁壺本帆八反、小桶壺ツ、濡米三俵但肥前俵）を取り揚げた。高浜村では、漁方の成長によって、このような突発的な遭難に常に対応できるようになつたといえる。

また文化元年（一八〇四）レザノフ来航以降、文化三、四年のロシア船による蝦夷地襲撃事件、文化五年のフェートン号事件と、文化期は日本の海防、長崎警備が変化した時期と位置づけられている。⁽⁴⁸⁾こ

の影響は高浜村など、外海に面する海辺の村にも現れており、村全体で異国船対策がとられた。海からやつてくる脅威には、船の役割は重要であり、ここでも漁民と船が登場する。上田家日記には、文化四年四月～六月のロシア船によるエトロフ島等の襲撃事件について、七月八日につぎのような風聞が記されている。⁽⁴⁹⁾

一 肥後松橋ノ喜八同所ら罷越候処、蝦夷國江ヲロシヤ船大造ニ入込、細川侯ニモ御手当御坐候趣ニ申之候

一 筑後三池々松下ニ居候鍛冶源藏今日罷帰候処、ヲロシヤ船四千艘余六月上旬南部松前之間廿里程立切船繫致候得共、為何用向ト申事ハ不相分ト申飛脚江戸々到来之由、右体大造之事故、定而日本襲イ來候カニ相見候故、国々御手當有之趣承リ候由申聞候

肥後や筑後からの情報として蝦夷地や対応する熊本藩の様子が記されている。上田宜珍にとつても、ロシア船襲来の関心はかなり高かつたとみえ、日記や文書に数多く記録が残されている。⁽⁵⁰⁾これ以降、諸藩の海防に対する関心も高まり、当時天草郡を預地としていた島原藩をはじめ、見分や調査が増加した。文化五年四月には島原藩土塚本多治馬の海防調査⁽⁵¹⁾、同年七月には熊本藩が「天草西筋地理見分」、「御備場御見分」⁽⁵²⁾として高浜村の白洲、荒尾岳など海岸沿い、烽火台を訪れている。このような状況下の高浜村では、四月五日宗門改が実施され、その際に「当村漁舟之内、御用ニ相達候分書出候様被仰付、左

之通相改書上ル」としてつぎの二五艘を書き上げている。⁽⁵³⁾

一八駄網船 五艘但壹万三千斤程積平常七挺立 用意仕候ハ、八
挺立申候

一 ク口船 五艘但六千斤程積 同断六丁立 右同断

一 ク火船 弐艘但五千斤程積 同断五丁立 右同断

一 持網船 五艘但四千斤程積 同断五丁立 用意仕候ハ、七丁
迄立申候

一万引船 八艘但弐千斤程積 同断六丁迄立可申候

メ廿五艘

各船はすべて八駄網、持網、万引網と網を使う漁船で、五丁から七
丁立の船である。高浜村では二五艘の漁船を御用に提供することが可
能であり、積載数や要請があれば櫓を増やすこともできると記してい
る。また閏六月には高浜村の「船方馴候者書立帳」⁽⁵⁴⁾が作られ、一〇人
一組二三〇人の人名が追別に記されている。各組には小頭が設定さ
れており、夫役動員を想定したものと考えられ、これらは島原藩の海
防調査の一環であつた可能性が高い。

この後八月一五日にはフェートン号事件が発生している。二日後の
八月一七日の日記には、この事件を代官に知らせた上田宜珍の書簡が
あり、「魯西亞跡々襲来仕候体ニも御座候半ハ、当郡西筋御備之儀島
原熊本ヲ此節ヲ御越被遊候御事ニ也可相成御様子ニも御座候哉」とあ
⁽⁵⁵⁾る。実際にはイギリス船の入港であったが、当時の天草ではロシア

船と誤認している。高浜村では、八月一九日の惣村中寄合で「ヲロシ
ヤ一件手当」を村民に申し付けている。⁽⁵⁶⁾柴や草履などの物品の調達
する指示もある。船は「舟持者先達書立候通可出事」とあり、四月五
日の二五艘の書上をもとに船の動員指示が出された。また「軍役ニ召
遣候人足」として陸の二一五人、一二二組とともに、ほぼ同数の「舟手
ニ用候分式百拾三人、但廿一組也」と、舟手軍役の人足人數が指示さ
れた。舟持も舟手人足いずれも高浜村の漁民とその船の動員であり、
海からの襲来を想定した計画となつていてる。

一二月一一日には、代官所の役人白井増兵衛、安藤元兵衛が来村し、
異船手当の品々を見分した。⁽⁵⁷⁾その日「舟穿洞る羊角嶼迄之間、海底
ノ深サ相改」めているが、その際にも、「八拾尋程有之由漁師共申之候」
と、該当する海の深さを知つてゐる漁師から情報を得てゐる。この海
底調査も海防調査の一環であり、海を活動の場とする漁民の情報の重
要性が増していく。

文化六年二月には、先述した高浜村の「ヲロシヤ一件手当」をもとに、
担当者名など、より詳細に記した「異船渡來之節備手配并品々小前帳」⁽⁵⁸⁾
が作成された。村民をまず夫役担当として一五人一組を五色の五旗
に各七組、計三五組、五二五人、各組の残番として一一組、二五二人
に編成している。夫役割当者の集合場所は、波止場、新波止、須崎波
戸向と海辺であり、これも異國船の海からの襲来を予想したものであ
る。このなかで漁民に関しては、「船手ニ馴候者」三六二人、「水練之者」
五人が選定されており、「万ー船手入用之節撰出召遣候」と、緊急時

の船手要員として準備されている。また船は八田網船一〇挺、鯖船三二挺の計四二挺が「万一人用」として書き上げられ、これとは別の箇所に漁船二五艘が記される。この二五艘は四月五日の編成と全く同じもので、所有者名が記されているが、万一人用の四二挺と同一かどうかは不明である。このように海からの襲来を中心とした異国船対策において、村の中で漁民と船はともに重要な役割を担っていたといえる。

明日までにそろえることが可能と回答している。また副啓には、「櫓数三丁立之船」でよければ、あと一〇艘は準備可能と付け加えている。そして翌日の日記には、つぎの三三艘の船が上田宜珍とともに崎津村に向かっている。

一 挽舟三拾三艘

但十五艘 五挺立六人乗り 三艘 四丁立五人乗
三艘 三丁立四人乗 九艘 ^(六)立七人乗
三艘 ^(六)立八人乗

都合三十三艘
人数メ式百四人 外ニ宰領三人 才作
メ式百七人 万吉

右舟々九ツ頃々八ツ過頃迄ニ崎津湊江乗廻ス、拙者并用吉養伝二
平吉衛門右人数も八ツ時分同所へ罷越ス

この地域の漁船の役目の一つに漂着唐船の長崎までの挽船がある。文化七年一二月、漂着唐船が七日一艘、一三日二艘と連続して崎津村に入港した。これまでの場合、胴子役三一人の崎津村が主導し、高浜、大江、今富村の人足を雇い挽船をしていたが、この時は今富村と出入りを起こし協力を得ることができなかつた。⁽⁵⁹⁾ そのため唐船御用出役の代官から一二月一五日、直接高浜村へ挽船の依頼があつた。書状には「崎津湊漂着之唐船式艘、六十艘宛ニ而挽立吳候様書簡差出候処、当村之義至而不束之事共ニ而中々右船數出来兼候間、其村々四拾艘船毎六人宛乗組、明日中無間違當湊江乘廻候様可被取斗候」とある。崎津村は「至而不束之事」なので、唐船二艘に挽船六〇艘づつ計一二〇艘を準備できない、高浜村で四〇艘、六人づつ乗り込み計一二四〇人を明日中に用意するという内容であつた。

これに対しても上田宜珍は、「早速村方船頭共呼出」して調査したところ、「當時出違候船多」と、出船している船が多く、三〇艘ならば

代官の依頼の四〇艘ではなかつたが、三丁立から六丁立の船を準備することができた。一九日には追加の挽船「八駄網船三艘」が崎津村へ到着し、合計三六艘となつた。唐船の挽船は、二一日に長崎に向けて出発し翌二二日に帰村した。その内訳は一番唐船の挽船六〇艘を崎津村、二番唐船の挽船六〇艘を大江と高浜村が準備したとある。緊急の事態に対しても即座に船数と人数を準備できるほどに、高浜村の漁民は成長し、村との連携が築かれていたといえる。

三一三 文化八年、一四年產物の情報

候処左之通申出候」と、漁方からの回答が記されている。

漁民の役目のなかで生業の漁業に関するものが、俵物生産や新たな產物開発に関する情報提示である。文化八年五月には、「村中船數小前帳」が作られ、村内の石高、船数及び家数、人数が百姓、漁師別に記された。⁽⁶¹⁾ これは五月一四日会所詰大庄屋から海辺付村々大庄屋、庄屋に出された触によるものである。⁽⁶²⁾ 牛深番所詰役人普請役木村剛蔵が、郡中の俵物稼方等取調べのため廻浦するので、事前に海辺の村に石高、人数、船数等を書き出すように指示された。その雛形には百姓、漁師、作間漁師の区別があるが、高浜の場合、家数七一〇軒、その内百姓三六〇軒、一七一六人、作間漁師三五〇軒、一六一七人、舸子五人とある。百姓と作間漁師の割合はほぼ半分である。船数は二つあり、一つは合計五六艘、六艘百姓藻取船、五〇艘作間漁船、もう一つは合計八六艘、六艘百姓藻取船、八〇艘作間漁船と、漁船数が三〇艘違つてている。八六艘の書上には四五人の船持の名前と船数が記され、一〇艘新左衛門をはじめ、九艘吉右衛門、八艘銀太郎、六艘六右衛門・平助・才作、二艘惣吉・重三郎までが複数艘の船持、それ以外は一艘のみの三七人である。漁船の実数は八〇艘で、舸子役の五人にあわせて五〇艘に操作した可能性があるが、詳細は不明である。俵物生産に関して漁業の実態把握のための調査であった。

また文化一四年二月三日には、長崎代官高木作右衛門の富岡手代元締上野伸右衛門からするめに關する問い合わせがあつた。その内容は、翌日の返書によると中國へ輸出する俵物のするめに關するものであつた。するめの問い合わせに対して、「一漁方簾次郎力之介呼、承

一尺八烏賊六七月之頃釣候也

一水鳥賊 八九月之頃エ木ヲ引取候也

一松鳥賊 冬土用頃乞晴過頃迄釣候也

一コフ鳥賊 秋冬八駄網鱈ニ交取候也

右之分当地ニ而取候ヘ共、真鳥賊取レ不申候

一真鳥賊ハ五六月之頃、五島平戸唐津ニ而取候而、スルメニ仕立候由外類之鳥賊ハスルメニ相成不申と承及候、天草乞薩摩海ニ

ハ相見不申ト申伝候

回答では、尺八、水、松、こぶイカの獲れる時期と捕獲方法について書かれ、するめは五島・平戸・唐津辺りで獲れる真イカであると述べている。翌日の上野宛の宜珍の返書はつぎの通りである。

尊書奉拝見候、益御機嫌被遊御座候段奉恐悦候、然者西日村々之内するめ沢山仕立売出候趣ニ付、右者品合宜敷候ハ、御買上ケ、唐方江御訛物之代リ物ニ御渡被遊候ニ付、壹斤何程位可致哉、且何万斤位可有之哉内々聞糺申上候様、其外巨細被仰下候趣奉畏候、右するめ近村之内ニ仕立候儀是迄及承不申候ニ付、当村漁稼之者共ヘ得と承候處、するめニ仕立候ハ真鳥賊ニ而御座候由、右真鳥賊ハ当所乞薩州甑島辺迄も取レ不申と申伝、是迄見當リ不申、当所ニ而ハ取レ候ハ六七月之頃鯖ニ交少々釣ニ掛リ候ヲ尺八烏賊と

申、八九月之頃ゑぎニテ取候を水烏賊と申冬土用前々晴過頃迄釣候をまつ烏賊と申、秋冬八駄網之鱈ニ交り候をこぶ烏賊と申、右

類之烏賊ハするめニ相成候品ニ而無御座と申伝是迄仕立候儀無御座、殊ニ余斗ニも取不申漸々たべ用ニ相成候位之事ニ而、若余斗取候節者生ニ而其時々振売之者へ壳渡申候由、當時ハ一向取不申候故干試候儀も出来不仕候間、近村之承合若干立候品御座候ハ、調次第差上候様可仕奉存候、兼而承候ハ五嶋平戸唐津辺ニ而ハ五六月頃真烏賊余斗取候ニ付するめ仕立方被仰付、夫も余程品物御改有之趣相聞候間、当地ニ而取候類之烏賊ニ而ハ如何出来可仕歟、一向仕立方存候ものも無御座候間、何方々歎仕立方習請試為仕度、左候而若宜敷出来候得者以来村方助成ニも相成候事ニ御座候間、猶又得と承合候上否哉可申上、先ハ右御請迄如此御座候、已上

二月四日

上田源太夫

上 伸右衛門様

ほば漁師からの回答の引用であり、獲れたイカは「余斗ニも取不申、漸々たべ用ニ相成」や、「若余斗取候節者、生ニ而其時々振売之者へ壳渡」すなど、ほとんどが自家消費用、余れば振り売り商人へ売り渡すとある。また当地で獲れるイカであるめを作る方法を拾得できれば、村方の助成になるとも記している。長崎代官など領主の新たな産物開発に關しても、漁民の持つ情報が利用された。

おわりに

以上三章にわたり、高浜村の漁民について、村政との関係からその実態や役割について分析した。漁業に従事できる定浦ではない高浜村は、享和三年の舸子役獲得以前から、すでに漁民や漁船の存在が確認され、実質漁業に従事していた。高浜村はそれまでの漁民の漁業活動を基盤にして、舸子役や漁方連上の獲得に勤いた。それは漁民の役割が生業である漁業による村民の生活向上、収入増だけではなく、船を操る技術をもって村における御用を勤める重要な存在であつたといえる。

特に文化期はレザノフ来航に端を発する異国船対策、海防関係の御用が増すことにより、漁民の重要性も上昇していくのではなかろうか。高浜村は、三一一でみた島原藩土塚本多治馬の海防調査によつて作られた地図に、白洲（白鶴浜）に守られた河口⁽⁶⁴⁾があり、数十艘の船が停泊するのに便利であると記されている。しかし反面、「如此之浜者異邦之舶舟漂流、或寇賊渡來必寄」と、常に異国船の漂流、襲来の脅威が存在していた。このような地理的な特徴のため、高浜村では他村に比べて漁民の重要性が増していったと考えられる。このような漁民の実績の蓄積により、村内においても漁方、漁師身分として、百姓中と区別された地位が上昇していく。高浜村の漁業権獲得の時期について二つの説があつたが、本稿で漁民の実態を分析した結果、いずれの時期よりも早い段階で、漁業及び御用などを勤め、活動してたことが判明した。今後の課題としては、この生業である漁業の分析と漁業権獲得の実態について検討していきたい。

注

- (1) 中村正夫「肥後国天草島における漁村の成立と展開—「網子役」を中心にして—」[九州文化史研究所紀要]八・九合併号、一九六一年、一四二～一六二頁。
- (2) 前掲、中村正夫「肥後国天草島における漁村の成立と展開—「網子役」を中心にして—」一五一頁。
- (3) 橋村修「水主浦漁場の階層性とその形成過程—近世期肥後国天草郡において—」[歴史地理学]二〇三、一〇〇一年、一～一二頁。再収「十七～十九世紀の天草郡における海面占有にみる漁村間の階層性」[漁場利用の社会史—近世西南九州における水産資源の捕採とテリトリー】人文書院、二〇〇九年。『熊本県水産史』の引用は九九頁の表三一一。文久説は二二〇頁の註八。
- (4) 角田政治「上田宜珍伝」、一九四〇年、一九一～一九三頁。
- (5) Satoshi Murayama and Noboru Higashi, Seashore Villages in Amakusa: Takahama and Sakitsu. A Comparative Study of Population Registers and Disaster Management in the 19th Century, Kyushu, Japan. *Popolazione e Storia* 2011
- (6) 寛政元年「明細帳」天草古文書会「天草郡村々明細帳」中、一九九〇年、三八四頁。
- (7) 拙稿「肥後国天草における人・物の移動—旅人改帳・往来請負帳の分析—」[国際日本文化研究センタ－「日本研究」]二八、一〇〇四年、二九九～三二二頁。
- (8) 上田家文書は、庄屋家の子孫にあたる上田陶石有限会社(熊本県天草市)が所蔵する。なお文書目録は天草町教育委員会編「天草町上田家文書目録」一九九六年として刊行されている。活字化されていない上田家文書を引用する場合には、文書番号を記す。
- (9) 天草町教育委員会「天草郡高浜村庄屋 上田宜珍日記」(以下「上田宜珍日記」と略す)。
- (10) 現存している高浜村の村明細帳は正徳四、享保一七、寛延三、宝暦二一、明和五、安永元、寛政元、文化元、文化七、文政四、天保九、慶応四年、すべて上田家文書、内容に關しては天草古文書会「天草郡村々明細帳」下、一九九三年を利用した。
- (11) 正徳四年八月「指出明細帳」「天草郡村々明細帳」下、一四七頁。
- (12) 享保一七年「大江組明細帳」「天草郡村々明細帳」下、二二五二～二五六、二五七頁。
- (13) 寛延三年「明細帳」「天草郡村々明細帳」下、二一七五、二七六、二八二頁。
- (14) 宝暦一一年「明細帳」「天草郡村々明細帳」下、二二九六頁。
- (15) 安永元年「手帳」「天草郡村々明細帳」下、三一〇頁。
- (16) 寛政元年「明細帳」「天草郡村々明細帳」下、二二一一頁。
- (17) 文化七年「書上帳」「天草郡村々明細帳」下、三五八～三六一頁。
- (18) 「上田宜珍日記」文化七年、一四二頁。
- (19) 「上田宜珍日記」文化七年、一五六頁。
- (20) 文政四年一二月「扇免認下書」「天草郡村々明細帳」下、三六四頁。
- (21) 天保九年四月「明細帳」「天草郡村々明細帳」下、二二七五～二二七六頁。
- (22) 生業である漁について今回は主に扱わないが、チノ網や八駄網などは多数日記に登場する。寛政一三年(一八〇一)五月八日「村網大漁有之」、文化七年(一八〇〇)二月二三日「鯿網今朝ヨリ漁事致候處、鯿五喉ふか一喉三百斤程有之候ヲ取候由十三郎申出、初尾鯿一喉遣ス」など、村網が大漁になつたことや、鯿網の初漁で鯿や鱈がとれ、初尾を献上了した記録が残る(『上田宜珍日記』寛政一三年、七四頁、文化七年、五四頁)。
- (23) 天明三年九月「御用日記帳」(『上田宜珍日記』文化六年分所収、三八〇頁)。
- (24) 「日本庶民生活史料集成」第九巻風俗、三一書房、一九六九年、八二五頁。
- (25) 「上田宜珍日記」享和三年、一三七頁。
- (26) この絵図には「文政六癸未年十月、紫麻藩士塚政直著」とあり、島原藩士塚政直が文政六年に描いたと記されている。しかしに二二一で後述するように、文化五年四月に絵図作成のため高浜村を訪れており、

文化一一年八月一日の大火で焼失し移転した八幡社が元の場所に描かれているなど、描写年代は文化五年当時と判断した。「檜垣文庫」一二一八一一、九州大学附属図書館所蔵。

(27) 現存する鳥居には、昭和三八年九月一六日に「宮ノ前迫中」が奉納したと記されており、現在は宮ノ前迫の迫社である(二〇一〇年八月二一日調査)。

(28) 慶応四年「風土行事書上帳」「天草郡村々明細帳」下、三八三頁。

(29) 高浜村の疱瘡流行については、拙稿「近世肥後国天草における疱瘡対策―山小屋と他国養生―」『京都府立大学学術報告(人文)』六一、二〇〇九年、一四三)一六〇頁を参照。

(30) 『上田宜珍日記』文化五年、三三一三四頁。

(31) 文化二年二月「今富村百姓共之内宗門心得違之者糺方日記」(上田家文書)、九州史料刊行会編『天草古切支丹資料』一、一九五九年、四五〇四六頁。

(32) 「文化二丑年宗門心得違一件ニ付江戸行書付、控」(上田家文書)、九州史料刊行会編『天草古切支丹資料』二、一九五九年、一〇一頁。

(33) 『上田宜珍日記』文化四年、二二二、二一四頁。

(34) 『上田宜珍日記』寛政九年、九二二頁。

(35) 『上田宜珍日記』享和三年、一〇五、一一〇頁。

(36) 『上田宜珍日記』文化二年、一五二、一三〇頁。

(37) 『上田宜珍日記』文化三年、七二、七三頁。

(38) 『上田宜珍日記』文化四年、一〇三、一〇四頁。

(39) 本渡市教育委員会『天領天草大庄屋木山家文書御用触写帳』(以下「御用触写帳」と略す)二、一九九七年、九九頁。

(40) 上田家文書一〇一四。

(41) 『上田宜珍日記』文化二年、一五七頁。

(42) 『上田宜珍日記』文化四年、一八四、一八七頁。

(43) 同じ寄合の中で、秋に椎葉・大河内・庵河内の田道作り替えの際に、土手に櫓を植える案を提案している。櫓を植えることで「土手強ク相成り已後之為ニ宜しく、殊ニはせのミヲ以諸わり方ニ致候得ハ、百姓

中無此上為ニ可相成事」と、土手の強化、櫓実の販売による収益を見込んでおり、ここでも波戸普請と同じ「百姓中無此上為」という言葉を使っている。村政運営に際して、この「百姓中無此上為」という目的が重要であったことがうかがえる。

(44) 『上田宜珍日記』文化一一年、一五一頁。

(45) 『上田宜珍日記』文化一四年、一四五、一四六頁。

(46) 『上田宜珍日記』文化一四年、三四九、三五一頁。

(47) 『上田宜珍日記』文化九年、四一、四二頁。

(48) 梶嶋政司「フェーレン号事件と長崎警備」『九州文化史研究所紀要』五〇、二〇〇七年、八五、一〇八頁。松尾晋一「ロシア船来航への警戒と長崎警備」文化三・四年の蝦夷地の状況をふまえて』『長崎県立大學國際情報学部研究紀要』九、二〇〇八年、一〇三、一一三頁。

(49) 『上田宜珍日記』文化四年、一二〇四頁。

(50) 幕府より長崎奉行、長崎代官に出された文書等を写した文化四年四月

(51) 「蝦夷地異國船渡來騒乱諸書付写」(上田家文書一四〇七)がある。

『上田宜珍日記』文化五年、一一四頁には、「島原の御内用ニ付御越之由、塚本多治馬様右帰舟々同船、暮六ツ時過帰着、是ハ富岡吉岡玄珉方へ御滞留御座候而同所絵図ヲ御認」「御内々被仰聞候富岡ヨリ牛深迄之絵圖御認候筈之由」とある。

(52) 『上田宜珍日記』文化五年、二三一、二三五頁。熊本藩の来島について、会所詰長岡から本戸組大庄屋木山に対する七月二七日の書状に、「当郡備方肥後江島原ヨリ御頼」とあり、島原藩が依頼したものとされている「御用触写帳」(二、一二三頁)。

(53) 『上田宜珍日記』文化五年、一一一、一一三頁。

(54) 上田家文書二九八六。この同時期、岡方稼の名簿も作成されている。

(55) 『上田宜珍日記』文化五年、二六〇、二六一頁。

(56) 『上田宜珍日記』文化五年、二六一、二六五頁。

(57) 『上田宜珍日記』文化五年、三八五、三八六頁。

(58) 上田家文書一四二一。

(59) 平田正範『天草かくれキリシタン宗門心得違い始末』浜崎献作編、サ

- (60) 〔上田宜珍日記〕 文化七年、二九六～一九八頁。
（61）上田家文書一〇一四。
（62）「御用触写帳」一二二六～二二八頁。
（63）〔上田宜珍日記〕 文化二十四年、三五～四〇頁。
（64）前掲「天草島高浜村海邊地勢要図」。

追記 史料の閲覧に際して上田陶石有限会社、田中光徳氏には御高配を賜つた。ここに記して感謝申し上げたい。なお本稿は二〇〇七～一〇一〇年度、日本学术振興会科学研究費補助金（基盤研究（A））「近代移行期における地域情報とその蓄積過程に関する比較制度研究」（研究代表者村山聰）の研究成果の一部である。

（二〇一〇年一〇月一日受理）
（ひがし のぼる 文学部歴史学科准教授）